

確定申告・市県民税申告受付・相談日程表

受付時間	午前の部：9時～11時		午後の部：1時～4時		
	合志庁舎	泉ヶ丘市民センター	御代志市民センター	須屋市民センター	
会場	地区名	地区名	地区名	地区名	
2月18日(月)	2月18日～3月5日は合志庁舎での受け付けはしていません。	群 桜路 桜の丘	今まで西合志庁舎で行っていた申告会場が御代志市民センターに変わりますので、ご注意ください。駐車場は、西合志庁舎の駐車場をご利用ください。(図書館の駐車場の利用はご遠慮ください)	榎ノ本 九州沖縄農研 陽光台	
2月19日(火)		黒石原 西沖住宅 ファーストプレイス合志		黒石 東須屋	
2月20日(水)		武蔵野台		みずき台 南陽	
2月21日(木)		杉並台		新開	
2月22日(金)		杉並台 ポレスター光の森		県営住宅 堀川 南須屋	
2月25日(月)		泉ヶ丘		須屋	
2月26日(火)		泉ヶ丘		須屋	
2月27日(水)		泉ヶ丘 すずかけ台		上須屋	
2月28日(木)		すずかけ台		上須屋	
3月1日(金)		すずかけ台		西須屋団地 黒石団地	
3月4日(月)		永江団地		黒石団地	
3月5日(火)		永江団地 沖野台 笹原		若原	須屋市民センターの駐車場は、建物右奥のグラウンドをご利用ください。
3月6日(水)		出分 新古閑 上古閑 御領 野付		御代志 南原住宅	
3月7日(木)		新迫 日向 上町 横町 下町 竹迫住宅 合志中央団地		大池 東大池 木原野 ユトリック団地	
3月8日(金)	二子 油古閑 原口 原口下 平島	外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地 中尾 芝原 東 城			
3月11日(月)	上庄 鹿水	上生 北 本村 辻 小池			
3月12日(火)	中林 後川辺 栄住宅 栄温泉団地 新栄温泉団地 山下団地	小合志 高木 江良 合生住宅 灰塚			
3月13日(水)	地区指定なし受付	黒松 辻久保 弘生 生坪 立割 桑木鶴団地			
3月14日(木)	地区指定なし受付	地区指定なし受付			
3月15日(金)	地区指定なし受付	地区指定なし受付			

■市の申告会場に関する注意事項

- ・申告はできるだけ地区指定日にお申し込みます。地区指定のない日は毎年大変混雑し、長時間お待たせする場合があります。
- ・申告会場は全て午前8時30分頃から番号札を配布します。
- ・確定申告書にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要なため、マイナンバーカードの表面と裏面の写し、または通知カードの写しと運転免許証など身分証明書の写しが必要です。

■市の申告会場では受け付けることができない申告

- 以下については税務署での申告をお願いします。
- ・住宅ローン控除を初めて申告する人
 - ・青色申告、消費税、贈与税の申告
 - ・譲渡所得（土地・建物など、株式）の申告
 - ・免税牛所得がある場合の申告
 - ・配当、FX取引などによる所得がある場合の申告
 - ・先物取引所得がある場合の申告
- ※詳しくは税務署にお問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課市税班（合志庁舎） ☎ 248-1114

確定申告・市県民税申告はお早めに 2月18日(月)～3月15日(金)

平成30年分の所得税の確定申告は2月18日(月)から3月15日(金)までです。例年、申告期限前は窓口が混雑しますので、申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持って準備してください。なお、確定申告期間中、菊池税務署の他に市役所でも申告会場を開設しています。

■所得税の確定申告が必要な人

- ・事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、平成30年分の所得合計が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②2カ所以上から給与を受けている人
 - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人

※給与所得者などで、給与などから源泉徴収税額がある人は、所得控除の追加などの申告をすると所得税の一部が返ってくる場合があります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp)

■市県民税申告が必要な人

- 平成31年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに当てはまる人
- ①平成30年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人（給与所得以外の所得が20万円以下の人など）
 - ②平成30年分の課税所得はないが、所得証明や非課税証明などが必要な人
 - ③国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
 - ④市外の人（単身赴任など）の扶養となっている人 など
- ※税務署に確定申告をした人や、平成30年分の所得が給与所得だけで、年末調整が済んでいる人は申告の必要がありません。
- ※確定申告が不要でも、扶養親族などの追加をする人は市県民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

- ①収入や必要経費を集計した書類（給与・年金の源泉徴収票、報酬・謝金などの支払調書、収支内訳書など）
 - ②各種控除を証明できる書類（国民健康保険税・介護保険料・社会保険料・寄付金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書または領収書）
- ※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。
- ③認め印、金融機関などの口座番号が分かるもの
 - ④マイナンバーカードまたは通知カードと身分証明書（運転免許証など）
- ※市の会場で申告する場合は上記のコピーが必要です。
- ⑤税務署から確定申告のお知らせハガキが送付されている人はそのハガキ

申告をしないままですと

平成30年中の所得の確定ができなため、保育所入所・公営住宅入居などの手続きに必要な市県民税の各種証明書が発行できなくなることがあります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

菊池税務署からのお知らせ

■確定申告受付日程（菊池税務署）

期 日	2月18日(月)～3月15日(金) (土日を除く)
時 間	午前9時～午後4時
会 場	菊池税務署仮庁舎 菊池市役所七城支所 (菊池市七城町甲佐町 74-1)

※移転前の庁舎は改修工事のため閉鎖していません。

・公的年金などの収入がある人の申告

※公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、**所得税の確定申告は必要ありません**（市県民税の申告は必要な場合があります）。ただし、このような場合でも所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

■確定申告のご相談は確定申告電話相談センターへ

1月16日(水)～3月15日(金)まで、確定申告電話相談センターを開設し、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する相談に応じています。菊池税務署の電話音声案内で0番を選択してください。

※時間帯によってはつながりにくいことがあります。

●問い合わせ先 菊池税務署

☎ 0968-25-2121
※自動音声2番
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp